

以下は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」附則第2条第1項に規定する既存化学物質名簿において、(7)有機縮合系高分子化合物に関する前書きとして掲載されたものである。

(昭和48年12月24日告示(通商産業省告示第571号)、昭和49年3月15日告示(通商産業省告示第83号)、昭和49年5月14日告示(通商産業省告示第181号))

(7)有機縮合系高分子化合物

- 1 この分類における整理番号(以下「整理番号」という。)1から352まで及び1036から2040までに対応する化学物質の名称中「ポリアルキレンポリアミン」とは式 $[C_mH_{2m}NH]_n$ (m は1から4までの整数とし、 n は1から10までの正数とする。)によつて表わされる基を、「ポリオキシアルキレン」とは式 $[C_mH_{2m}O]_n$ (m は1から4までの整数とし、 n は1から100までの正数とする。)によつて表わされる基を、「ポリオキシメチレン」とは式 $[CH_2O]_n$ (n は1から10までの正数とする。)によつて表わされる基を、「ポリオキシエチレン」及び「ポリエチレングリコール」とは式 $[CH_2CH_2O]_n$ (n は1から100までの正数とする。)によつて表わされる基を、「ポリオキシプロピレン」とは式 $[CH(CH_3)CH_2O]_n$ (n は1から100までの正数とする。)によつて表わされる基をいうものとする。ただし、個々の化学物質の名称において特に規定している場合は、この限りでない。
- 2 整理番号758から886まで及び2041から2085までに対応する化学物質の名称において使用する用語等は、次の例によるものとする。
 - イ 「イソシアネート単量体」とは、フェニルイソシアネート、トリレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、トリジンジイソシアネート、ナフタレンジイソシアネート、トリフェニルメタントリイソシアネート、トリス(フェニルイソシアネート)チオホスフェート、フェニレンジイソシアネート、ブチルイソシアネート、オクタデシルイソシアネート、ヘキサメチレンジイソシアネート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアネート、リジンジイソシアネート、キシリレンジイソシアネート、ビス(イソシアナトメチル)シクロヘキサン、ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート、イソプロピリデンビス(シクロヘキシルイソシアネート)、イソホロンジイソシアネート、3-(2'-イソシアナトシクロヘキシル)プロピルイソシアネート、シクロヘキシルイソシアネート、ジアニジンジイソシアネート、ジフェニルエーテルジイソシアネート若しくはトシルイソシアネート又はこれらを任意に組み合わせたものをいうものとする。
 - ロ 「有機イソシアネート」とは、イに規定するイソシアネート単量体並びに整理番号871から885まで及び2041に対応する化学物質を包含する概念とするものとする。
 - ハ 「脂肪族」、「脂環族」又は「芳香族」の用語が使用されている化学物質については、当該用語の前後に示された官能基、炭素及び水素のみを含有するものをいうものとする。ただし、これらの用語が、「脂肪族アミン」、「脂環族アミン」又は「芳香族アミン」に用いられている場合は、この限りでない。
 - ニ 「脂肪族アミン」とは、エチレンジアミン、ジエチレントリアミン、アンモニア、ビス(アミノメチル)シクロヘキサン、キシリレンジアミン又はアルキル($C_{1\sim 10}$)アミンをいうものとする。
 - ホ 「脂環族アミン」とは、ジシクロヘキシルジアミン、イソホロンジアミン、イソプロピリデンビス(アミノシクロヘキサン)、メチレンビス(アミノシクロヘキサン)、ジアルキル($C_{1\sim 10}$)シクロヘ

- キシルアミン又はモノアルキル(C_{1~10})シクロヘキシルアミンをいうものとする。
- へ「複素環アミン」とは、モルホリン、ピペラジン、ピペリジン、アルキル(C_{1~10})モルホリン、アルキル(C_{1~10})ピペラジン、アルキル(C_{1~10})ピペリジン又は1-アミノエチルピペラジンをいうものとする。
- ト「芳香族アミン」とは、アニリン、ポリメチレンポリクロロポリアニリン、ポリメチレンポリアニリン、ジアミノトルエン、ジカルボキシアルキル(C_{1~10})エステルジアミノジフェニルメタン、フェニレンジアミン、ポリクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、3, 3'-ジカルボキシ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、テトラアミノジフェニルメタン又は3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンをいうものとする。
- チ「有機アミン」とは、ニに規定する脂肪族アミン、ホに規定する脂環族アミン、へに規定する複素環アミン及びトに規定する芳香族アミンを総称するものとする。
- リ「ウレタン樹脂」とは、次の(イ)に掲げるものと(ロ)に掲げるものから得られたウレタン基、ウレア基、ビュレット基、アロファネート基、アミド基、カルボジイミド基、イソシアヌレート環、ヒダントイン環、オキサゾリドン環若しくはイミダゾロン環又はこれらの任意の組み合わせを含む樹脂状高分子化合物をいうものとし、「ウレタン樹脂」に続く直近の括弧内は当該ウレタン樹脂の特徴を示す活性水素含有化合物を表わすものとする。
- (イ) ロに規定する有機イソシアネート、整理番号886に対応する化学物質若しくは次のヌに規定するウレタンプレポリマー又はこれらを任意に組み合わせたもの
- (ロ) 整理番号758から819まで、1356及び2042から2047までのそれぞれの整理番号に対応する化学物質、水酸基末端(スチレン・ブタジエン共重合体)、水酸基末端(ブタジエン・アクリロニトリル共重合体)、水酸基末端ポリブタジエン、6に規定するエポキシ樹脂、6に規定するアルキッド樹脂、6に規定するポリアミド樹脂、6に規定するポリカーボネート樹脂、6に規定するマスチック化合物(タール、ピッチ、アスファルト)、アルカノール(C=1~20)、アルケノール(C=1~20)、アジピン酸、[(ポリアルキレン(C=3, 4)グリコール・アルキレンオキサイド(C=2~4)付加物)及びトリエタノールアミン]若しくは[(エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド重縮合体)、2-ヒドロキシプロピルアクリレート及び2-ヒドロキシプロピルメタクリレート]又はこれらを任意に組み合わせたもの(これらの活性水素含有化合物には、水若しくはアルキル(C=1~20)チオール又はこれらの混合物を組み合わせたことができるものとする。)
- ヌ「ウレタンプレポリマー」とは、当該用語に続く直近の括弧内に特定されたイソシアネート化合物(特定されたイソシアネート化合物が有機イソシアネートである場合、当該有機イソシアネートとは、ロの規定にかかわらず、イに規定するイソシアネート単量体並びに整理番号871から886まで及び2041に対応する化学物質を包含する概念とするものとする。)及び活性水素含有化合物から得られたりに規定するウレタン樹脂生成前の中間物質をいうものとする。
- ル「アダクト体」とは、イに規定するイソシアネート単量体と水、アルコール若しくはヒマシ油又はこれらの組み合わせから得られたウレタン基、ビュレット基若しくはイソシアヌレート環(トリアジン環)又はこれらの組み合わせを有するポリイソシアネート化合物(ロに規定する有機イソシアネートとエチレンイミンのアダクト体を含む。)でイに規定するイソシアネート単量体を少量含むものをいうものとする。

ヲ「ブロック型反応物」とは、ロに規定する有機イソシアネート若しくはヌに規定するウレタンプレポリマー又はこれらの両者の分子中のイソシアネート基とアルコール、フェノール、置換フェノール、有機アミン、オキシム若しくはラクタムから得られたウレタン結合若しくはウレア結合又はこれらの組合せでイソシアネート基をマスキングした化学物質であつて、熱的处理によりイソシアネート基を再生できるものをいうものとする。

- 3 整理番号773から867までに対応する化学物質の名称において単に「ポリエーテルポリオール」という場合は、整理番号758から765まで及び770に対応する化学物質を総称するものとする。
- 4 整理番号822から859までに対応する化学物質の名称において「ポリマーポリオール」とは、整理番号773から783までに対応する化学物質を総称するものとする。
- 5 整理番号821から867までに対応する化学物質の名称において単に「ポリエステルポリオール」という場合は、整理番号784から802まで、805及び807から819までに対応する化学物質を総称するものとする。
- 6 この既存化学物質名簿における「エポキシ樹脂」、「アルキッド樹脂」、「ポリアミド樹脂」、「マスチック化合物(タール, ピッチ, アスファルト)」、「ポリカーボネート樹脂」又は「フェノール樹脂」とは、それぞれ同名簿に記載されているエポキシ樹脂, アルキッド樹脂, ポリアミド樹脂, マスチック化合物(タール, ピッチ, アスファルト), ポリカーボネート樹脂又はフェノール樹脂をその範囲とするものとする。